

令和4年度第2回秦野市入札監視委員会議事概要

日 時	令和4年11月2日（水）から12月22日（木）まで
場 所	書面による会議
出席者 (回答者)	荒川委員長、久保委員、舟戸委員、桑原委員、鞠山委員

1 審議開始

2 議事

抽出案件の審議について

工 事	
案件番号	案件名称
1	令和4年度芹沢取水場整備及び今泉芹沢導水管改良工事
審議内容	
<p>辞退者が多い点について事情があればご教示いただきたい。</p>	
回 答	
<p>工事内容にポンプの設置が含まれており、施工内容に相応の知識・経験を必要とする工事で技術的難易度が高い内容であることから、通常の「電気」での発注条件とは異なり、入札・契約事務専門委員会で定めた特殊条件の「専門電気」で発注している案件です。</p> <p>そのため、実際に聞き取りを行っていませんが、入札参加者が仕様書を見た結果、受注できないと判断したため、辞退が多くなったものと考えております。</p>	
委員意見等	
特になし	

工 事	
案件番号	案件名称
2	令和4年度広畑配水場水質測定用ポンプ設置工事

審議内容	
<p>所在地要件により近隣事業者では、困難な工事と推測されるため業務概要書の確認と競争参加資格要件の確認をしたい。</p> <p>また、所在地要件「G」は応札者1社でも入札が有効となるため、入札の競争性を確保する意味でも気になるところです。</p>	
回 答	
<p>業務概要書は別添資料のとおりです。</p> <p>主な競争参加資格要件は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、登録業種「機械器具設置工事」に登録があること 2、経審区分は総合評定値が500点以上であること 3、同種工事の施工実績があること <p>また、発注工種「機械器具設置工事」については、工種を持つ市内事業者が少ないため、設計金額区分に関わらず所在地要件「なし」と定めています。</p> <p>競争性を高めるためには、できるだけ参加要件を緩める必要があります。所在地要件「G」は全国から参加できる最も競争性の高い参加要件です。</p> <p>1者で成立しているので、結果からは競争性がなかったように見えますが、そのような状況が見込まれたからこそ競争性を高めるための方法として「G」を設定しました。競争性の有無は結果ではなく、あくまで入札の入り口である要件設定で決まるものと考えています。</p>	
委員意見等	
特になし	

工 事	
案件番号	案件名称
3	令和4年度鶴巻中学校受変電設備更新工事
審議内容	
<p>最低制限価格未満が8割と多い。最低制限価格設定に問題はなかったか、もっと低価格で質を保ちつつ落札ができた可能性はないか。</p> <p>また、このように多くの事業者が最低制限価格を下回る結果になる中、変動型予定価格を利用するメリットをご教示いただきたい。</p>	
回 答	

<p>最低制限価格未満が多い理由は、本市の入札制度（変動型予定価格）によるものと考えられます。</p> <p>予定価格率が 99.8%であったため、低い金額で応札した多数の事業者が最低制限価格未満となり、結果として高い金額で応札した事業者が落札し、高落札率となったものです。</p> <p>本市の予定価格は、事前公表する設計金額に対し、99.0%から 0.1 刻みで 100%までのいずれかの割合を掛けた額としています。この 11 通りのうちの値になるかは、入札額の合計を 11 で割った余りで決まります。また、最低制限価格の下限は、予定価格の 90%となります。</p> <p>今回のように予定価格率が 99.8%と 100%に近い場合、予定価格率を 99.0%から 99.7%の間で予想して、その 90%の額を入札した事業者は、すべて最低制限価格未満となります。</p> <p>以上のとおり、今回、最低制限価格未満が多かった理由は、予定価格率が 100%に近い数値だったことにあります。</p> <p>変動型予定価格を採用するメリットは、入札参加者の入札金額合計から一定の計算式により開札時に予定価格を決定するため、予定価格の漏洩や恣意的運用を避けることが可能になることです。</p>
委員意見等
特になし

工 事	
案件番号	案件名称
4	令和 4 年度第 1 号公共下水道汚水マンホールポンプ及び鶴巻駅前雨水排水ポンプ修繕及び更新工事
審議内容	
入札が 1 社のみの高落札率案件であるため、競争性確保のための措置が取られているか否か、確認したい。	
回 答	
<p>ポンプの機器設備や配線、配管等がメーカーにより異なるため、ポンプの修繕や更新を行う際には、既存で設置されているポンプメーカーを取り扱っている事業者が有利な状況であることが推測されます。</p> <p>そのため競争性確保のための措置として、更新機器の仕様について「既存</p>	

機器の仕様と同等の機器でも可」とすることで、それぞれ事業者が一番有利になる機器を選定できるようにしています。

また、応札者が少ない理由として、設計金額のうち見積で徴収している機器購入費の占める割合が高く、その製作日数を含む工期が長いことで現場代理人が長期にわたり拘束されてしまうことで、参加者が少ないことが推測されます。

委員意見等

特になし

工 事

案件番号

案件名称

5

令和4年度巻頭跨線橋外1橋仮設計画詳細設計委託業務

審議内容

入札が1者のみの高落札率案件であるため、競争性確保のための措置が取られているか否か、確認したい。

回 答

本業務の競争参加資格要件である「小田急電鉄株式会社が認定した直接雇用の工事指揮者の配置」は、義務付けられている事項であり、要件を緩和することは出来ません。

そのため、価格面の競争原理がしっかりと働くように有資格者となる4者に参考見積書を徴取することで、より適正な予定価格を算出できるようにしています。

また、業務の背景として、本業務には小田急線の線路境界付近の作業が含まれているため、列車の安全な運行及び作業員の安全の確保を目的に、小田急電鉄株式会社から同社が認定した直接雇用の工事指揮者の配置が義務付けられています。

委員意見等

特になし

コ ン サ ル	
案件番号	案件名称
6	令和4年度広畑ふれあいプラザ建築物及び設備定期点検委託業務
審議内容	
<p>予定価格に比べて落札価格が低すぎる。業務の質が保てるのか。あるいは、予定価格の算定に問題はなかったか。</p>	
回 答	
<p>設備点検を行いました。業務の質に問題は見られませんでした。</p> <p>また、予定価格は3者から参考見積書を徴取し、その中央値を予定価格としています。</p> <p>本業務は人件費部分の割合が大きく、事業者間で応札金額のばらつきが出る傾向にあります。そのため落札した事業者は、本市の設計よりも点検を実施する作業員の配置人数等を少なく積算したと想定されます。</p> <p>なお、本業務は人件費部分の割合が大きく積算基準書を使用しないため、なるべく複数者から参考見積書を徴取することで、より適正な予定価格の設定となるよう努めています。</p>	
委員意見等	
特になし	

コ ン サ ル	
案件番号	案件名称
7	令和4年度第1号公共下水道中央処理区枝線整備実施設計委託業務（その2）
審議内容	
<p>予定価格の設定根拠はどうなっているのか。予定価格に比べて最低価格、落札価格とも極めて低い。</p> <p>また、各社の入札金額にばらつきはあるものの、各社ともに予定価格よりはかなり低い入札金額であるため、入札者は「下水道用設計標準歩掛表」により設計金額を算定しているのかが不思議です。</p>	

回 答	
<p>予定価格は、下水道用設計標準歩掛表を用い、設定した延長、内容の積算を行い算出しているため、適正な価格であるとの認識です。</p> <p>また、最低制限価格の算出は、「入札金額の低い方から6割の数の入札金額の平均額に90%を乗じた金額」となっているため、入札の参加者数、入札金額により変動します。コンサル案件は最低制限価格の下限がないため、落札率が低い傾向となっています。</p> <p>応札者は、本市の設計と同様に、積算基準書を用いて応札金額を積算していると想定されます。</p> <p>しかし、本業務の積算は人件費の割合が大きいため、事業者の力量次第で人件費を削減することで、応札金額を低く見積もることができたのだと考えます。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
8	令和4年度鶴巻温泉弘法の里湯昇降機保守点検委託業（長期継続契約）
審議内容	
<p>入札者が1社であり、落札率も35.61%と低いですが、何か特殊性のある事業なのでしょうか。表題を見る限り、特段専門性が高い業務ではないように思われました。</p> <p>また、落札価格が低いことに関し、事業の質は維持できているのか、また逆に予定価格が高すぎるということはないのか、ご教示ください。</p>	
回 答	
<p>昇降機保守点検業務については、履行できる事業者が昇降機の製造会社又は昇降機の保守点検専門業者に限られていることから入札参加者が少なくなる傾向にあります。さらに、製造業者は保守点検を専門に行っている業者に比べて、価格面で差がついてしまうため入札に参加しない場合もあると想定されます。</p>	

また落札率が低い理由は、保守点検を専門に行っている事業者が、効率的に業務を履行できるとして積算したためだと考えます。

予定価格につきましては、「積算基準書」を基にした設計金額としていることから、適正な価格であると考えております。

委員意見等

特になし

委 託

案件番号

案件名称

9

令和4年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理等業務委託（長期継続契約）

審議内容

過去入札時の競争参加資格要件と落札者の確認をしたい。

回 答

発注工種「廃棄物処理の請負」に登録があり、秦野市又は伊勢原市内に本店を有している事業者のうち、「事業協同組合であること」、「履行開始の1月前までに業務に必要な設備や人員を確保可能であり、円滑かつ安定的な業務執行体制が確保できること」を要件としています。

また、過去の落札者(令和元年度)は、今回の落札者と同一業者です。

本業務については、施設の安定稼働が第一のため仕様を変更することは困難であり、人員確保等の面から入札に参加可能な業者は限られると思われま

委員意見等

特になし

委 託

案件番号

案件名称

10

令和4年度秦野市立南小学校給食調理委託業務（長期継続契約）

審議内容

応札者9者中、予定価格超過が8者となっている。

設計金額及び予定金額の算定過程を確認したい。

回 答	
<p>本市小学校給食調理委託業務を受託している5者に対し、参考見積書を徴取し設計金額を算定しました。</p> <p>なお、参考見積書を徴取した事業者の中で、最も低い金額を参考に設計金額を算定したため、予定価格超過業者が多くなったものと考えます。</p> <p>本業務は、小学校給食の調理業務を委託しており、業務管理者や調理員の人件費等が経費の多くを占めています。そのため、入札価格については、最低賃金の変動など社会状況にも影響されやすいものと考えています。</p> <p>過去の入札結果においても、予定価格を下回った入札参加者が落札者のみであったことがあります。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
11	令和4年度秦野市立学校フロン排出抑制法に基づく業務用エアコン定期点検委託業務
審議内容	
<p>予定価格はどのように設定したのか。落札価格との差が大きすぎる。</p> <p>また、両業務の対象行に重複があったために効率的に点検ができたことが応札価額の低さの原因ではないか、ということですが、そうであれば、両業務をセットにして発注すれば、トータルではもっと安価になるのではないかと思います。どうでしょうか。</p>	
回 答	
<p>予定価格については、過去の落札実績をもとに設計し、設定しています。また、落札価格との差につきましては、今回の落札事業者が、同時期に執行した「令和4年度秦野市立小・中学校GHP空調設備点検等委託業務」の落札事業者であり、両業務の対象校に重複があったことから効率的に点検を実施できるとして、応札金額を積算したのではないかと考えられます。</p> <p>今年度の入札結果を受け、両業務において点検対象校に重複がある場合、その対象校については、どちらか一方の業務で執行するものとして次年度予算設計に反映させております。</p>	

しかし、2つの業務については、点検に必要な資格が異なるため、どちらか一方の点検業務のみ資格を有する事業者がいる中で、受注機会の確保という観点から、一気に全てをセットにすることは、望ましくないと考えます。
委員意見等
特になし

委 託	
案件番号	案件名称
1 2	令和4年度RPAソフトウェアライセンス更新業務
審議内容	
<p>所在地要件により近隣事業者では困難な業務と推測されるため、業務概要書・競争参加資格要件・過去入札時の落札者確認をしたい。</p> <p>他の業者からも見積書の徴取は可能な案件なのでしょうか。</p>	
回 答	
<p>業務概要書は、別添資料のとおりです。競争参加資格要件は、登録業種「情報処理委託業務」に登録があること、過去10年以内に官公庁の発注する同種業務を元請けで受注した実績があることとしています。</p> <p>また過去に1回の入札を実施していますが、その際も応札者は者1者のみです。</p> <p>ソフトウェアの販売代理店であれば、他の業者からも見積書の徴取が可能です。</p>	
委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
1 3・1 4	<p>令和4年度秦野市立小中学校・こども園空調設備用プロパンガスの供給（単価契約）</p> <p>令和4年度秦野市立西公民館空調設備用プロパンガスの供給（単価契約）</p>

審議内容	
<p>プロパンガスの供給ということであれば、もっと事業者が入札に参加しても良いように思われるところ入札者が1社でかつ落札者も1社となっています。入札者が1社しかいない特別の理由があるのでしょうか。</p>	
回 答	
<p>本業務は、市内販売店と卸業者によるグループ方式とし、石油液化ガスの販売許可を有していることや、本市の災害時における協定を締結している団体に加入していることを競争参加資格要件としており、この要件で履行可能な市内販売店は4者いる見込みです。そのため、応札していない事業者は、実際の仕様書を見て、応札しなかったものと想定されます。</p> <p>なお、落札率が高い理由は、参考見積書を徴取した事業者が落札したためだと考えます。</p>	
委員意見等	
<p>参考見積の徴収事業者と唯一の入札者が同一であることからすると、①他社の参入機会を拡大するような方策か、または②この業者との間でより適正に価格を決定する方策が取れないか、検討するべきと考えます。</p>	

そ の 他	
案件番号	案件名称
15	入札制度等に関する事項
審議内容	
<p>全体的に最低制限価格未満の入札者が多いように思われました。最低制限価格の設計に問題はないのでしょうか。</p>	
回 答	
<p>工事案件の最低制限価格未満が多い理由は、本市の入札制度（変動型予定価格）によるものと考えられます。予定価格率が100%に近い案件が多かったため、低い金額で応札した多数の事業者が最低制限価格未満となるためです。</p> <p>コンサル・委託業務は、最低制限価格の算出方法が「入札金額の低い方から6割の数の入札金額の平均額に90%を乗じた金額」となっており、入札の参加者数、入札金額により変動するため、事業者間で積算金額に差が出やすい業務が多かったため、最低制限価格御南の入札者が多くなったものと考</p>	

えられます。

以上のことから、本市の入札制度上、最低制限価格は事業者の応札金額により定まるため、恣意性はなく最低制限価格の設定の問題はないと考えています。

委員意見等

特になし

3 その他

決定事項等

特になし

4 審議終了